

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和6年12月臨時議会 議第76号 参考資料

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>